

START運営委員会(第六回取扱制度TF 第四回インサイダー類似行為への対応検討部会)
議事要旨

開催日時：2025年1月30日(木) 15:00~16:30

開催場所：オンライン

参加TF：取扱制度TF

出席企業：

いちご投資顧問株式会社
S M B C日興証券株式会社
株式会社S B I証券
ケネディクス株式会社
大和証券株式会社
野村証券株式会社
東海東京証券株式会社(※)

(※)オブザーバー

議事要旨

- 資料に基づき、主な意見の照会と意見を踏まえた対応について説明。
- 重要事実の定義に向けた再検討を実施。
- 主な意見等
 - I. 重要事実と軽微基準の定義
 2. 重要事実の発生源
 - ②不動産 ST ファンドの定義について、信託財産に限定をしない方向で次回再提案。
 - ③の受託者(信託銀行)の定義について、業務部門に限定しないこととし、再定義後に本項目について信託銀行へ照会を実施。次回TFにて結果を共有。
 - ⑤の特定関係法人について、REITに平仄を併せて届出時点で関係者が決定している方が運用し易い。
 4. 資産のレピュテーションに係る事件・事故の発生
 - 軽微基準について、基準を細かく設けると判定が困難。特殊な要因はバスケット条項に集約するのが望ましい。
 - 運用上の都合を考慮し、営業収益に限定する方向で再提案。
 12. 主要取引先との取引の停止
 - STの場合には頻発する可能性があり、短期的に他の取引先と契約でき、通期で見た場合、業績にほとんど影響しないケースも多い。よって、投資家へのミスリーディングとなり得るため。業績予想に取り込むことが望ましい。

- キャッシュフローや配当などに影響があるかどうかのポイントとなる。
- 業績予想への影響の有無に関わらず、投資家の情報の認知、非認知により短期的に利得が異なる状況を避ける目的であれば、業績予想に巻き取ることは行き過ぎではないか。数値基準を緩めることが妥協点となり得る。
- 運用会社の観点からは、実務上ではテナントの入れ替えを通じて賃料アップを図る運用が制約される可能性がある。

II. 重要事実の公表と周知

- 発行体を含めて運用に支障をきたさない形でルールを設定することが重要。
- 次回、第五回インサイダー類似行為への対応検討部会（2025年2月27日）において、意見照会を踏まえた重要事実の再検討結果の報告と実効性の確保についての検討を予定。

以上